

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電力供給の広域的運営の強化	府省名	経済産業省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	電気事業法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし					※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし					
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし					
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし					
⑥	費用と便益の関係の分析	<input checked="" type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし					
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし					
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					※
【課題の説明】							

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《規制の影響が及ぶ範囲等に係る参考情報》

#### ○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者、卸供給事業者及び一定規模以上の自家用発電設備を設置する者の数が分かれば、御教示ください。

#### ○ 経済産業省の回答

一般電気事業者は10社（平成25年7月現在）、卸電気事業者は2社（平成25年7月現在）、特定電気事業者は5社（平成25年7月現在）、特定規模電気事業者は91社（平成25年7月現在）、卸供給事業者は68社（平成25年4月現在）である。一定規模以上の自家用発電設備を設置する者の数については把握していない。

### 《遵守費用に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

遵守費用について、改正案①の電気事業者に関しては「全ての電気事業者は広域的運営推進機関への加入を義務付けられるとともに…（略）…一定の負担増となり得る。しかしながら、現行の電気事業法に基づく送配電等業務支援機関においても…（略）…同種の取組が行われており、追加的な負担は限定的であると考えられる」、改正案②の卸売供給事業者、特定自家用電気工作物設置者に関しては「…（略）…卸供給事業者に対しても供給命令を行うことができるとし、…（略）…特定自家用電気工作物設置者に対し、一般電気事業者に電気を供給すること等を勧告することができることとする」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、改正案①は「広域的運営推進機関の運営費用について、加入した電気事業者から徴収するのであれば、各電気事業者に新たな費用が発生すること」、改正案②は「経済産業大臣による供給命令、供給の勧告等の措置の前提として課される届け出義務に対応する費用」が想定される。

#### ○ 経済産業省の回答

具体例として御提示いただいた点は、①については、現在でも送配電等業務支援機関に対して会員たる電気事業者は年会費を支払っており、追加的な負担は極めて限定的であるため、費用は大幅に増加するものではないと考えている。②については、届け出義務に対応する費用は軽微なものであるため、記載不要と考えている。

### 《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件について、「今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると認めるとき」と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。

#### ○ 経済産業省の回答

電力システム改革は、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」に基づき、3段階のスケジュールに沿って改革を進めていくこととしており、「今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると認めるとき」とは、具体的には、それぞれ第2段階、第3段階の改革を進めていく中で、必要に応じて前段階のレビューを行うことを意味するものである。